

2025 年度後期 愛媛大学授業料免除及び授業料徴収猶予申請期間

申請を希望する学生は、必要書類を確実に揃え、窓口または郵送にて指定の日時・場所までご提出ください。
提出書類に不備等があった場合、担当から確認の連絡をさせていただくことがあります。期日までによくご確認の上、余裕を持ってご提出ください。

※最終提出期限は9月30日(月)17時厳守(郵送は必着)です。やむを得ない事情により、申請書類に添付する書類を期限までに揃えられない場合は、事前に以下の担当へ連絡し、指示を受けてください。

【学部生の方へ】(私費外国人留学生を除く)

高等教育修学支援新制度による授業料減免を**新規**で希望する方は、**新規申請(A様式1)**を、**9月30日(月)17時まで**に **Microsoft Forms** により申請してください。A 様式1の提出後は、日本学生支援機構・在学採用の申請手続きも必要です。

※Microsoft Forms の URL は、9月9日付けで全学部生宛に修学支援システムのメッセージでお知らせしています。
※詳細は次頁をご覧ください。

なお、すでに給付奨学生として採用され、現在「受給中」または「休・停止中」の方は、辞退の申し出等がない限り支援の継続を希望するものとして取り扱います。(従来の継続申請の手続きは不要です。)

(城北地区) ○在学生および 2025 年 9 月新入生 (編入生、内部進学者含む)

対 象	受付日	受付時間	受付場所・連絡先
法文学部(昼・夜) 教育学部・社会共創学部 理学部・工学部・SSC 各大学院生	9月9日(火)～ 9月30日(火) ※土日祝日を除く ※最終提出期限は17時厳守 (郵送は必着)	8:30～12:00 13:00～17:00 厳守	学生生活支援課 授業料免除窓口 (図書館1F 東側) 089-927-9169
<送付先> レターパックライト で郵送してください。 〒790-8577 松山市文京町3番 愛媛大学教育学生支援部学生生活支援課奨学金チーム 宛 ※品名欄に「授業料免除関係申請書類」在中と記入すること。			

(重信・樽味地区) ○在学生および 2025 年 9 月新入生 (編入生、内部進学者含む)

対 象	受付日	受付時間	受付場所・連絡先
医学部 医学系研究科 医農融合公衆衛生学環	9月9日(火)～ <u>9月30(火)</u> ※土日祝日を除く <u>※最終提出期限は17時厳守</u> <u>(郵送は必着)</u>	8:30～12:00 13:00～17:00	医学部学務課 089-960-5177
農学部 農学研究科		9:00～17:00	農学部学務チーム 089-946-9806
連合農学研究科		8:30～17:00	連合農学研究科チーム 089-946-9910
＜送付先＞レターパックライトで郵送してください。 (医学部・医学系研究科・医農融合公衆衛生学環) 〒791-0295 東温市志津川 454 愛媛大学医学部学務課学生生活チーム 宛 (農学部・農学研究科) 〒790-8566 松山市樽味 3 丁目 5 番 7 号 愛媛大学農学部事務課学務チーム 宛 (連合農学研究科) 〒790-8566 松山市樽味 3 丁目 5 番 7 号 愛媛大学農学部事務課連合農学研究科チーム 宛 ※品名欄に「授業料免除関係申請書類」在中と記入すること。			

授業料免除申請

※授業料免除申請は、学部生、大学院によって制度が異なります。

【学部生(私費外国人留学生を除く)】 高等教育修学支援新制度による授業料減免(新制度)

学部生(正規生のみ・私費外国人留学生を除く)が授業料減免を希望する場合、原則、国の高等教育修学支援新制度(日本学生支援機構<給付>奨学金+授業料減免がセットになった制度。以下「新制度」という。)により申請します。

新規で申請する方は、「A様式1」を9月9日付の修学支援システム(学生用メッセージ)でお知らせした方法により、ご提出ください。参考：https://www.ehime-u.ac.jp/tp_20250910_sls-2/ (9月10日公開)

また、新規申請で「A様式1」を提出した方は、日本学生支援機構<給付>奨学金の在学採用に必ず申請してください。**申請書類は、前ページに記載の担当窓口で配付しています。窓口または郵送にてご請求ください。**

参考：https://www.ehime-u.ac.jp/tp_20250908_sls/ (9月8日公開)

なお、すでに給付奨学生として採用され、支援の継続を希望する場合は、今学期より従来の継続申請の手続きは不要となりました。

※現在給付奨学生の方へは、8月27日付けで修学支援システムのメッセージにてお知らせしています。

※(参考)愛媛大学ホームページ https://www.ehime-u.ac.jp/tp_20250828_sls/ (8月28日公開)

<ご参考> 家計急変の事由が生じた場合(原則として、事由が生じてから3ヶ月以内)、修学支援新制度による家計急変の申請制度を利用し、授業料「免除」の対象となる場合があります。該当する場合は、お早めに学生生活支援課までご相談ください。

【大学院生】 愛媛大学による授業料免除(旧制度)

詳細は、「2025年度愛媛大学授業料免除申請のしおり」をご確認ください。

■大学院生(私費外国人留学生を除く) (9月8日公開)

https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2023/05/250908_daigakuinn-secondsemester.pdf

■私費外国人留学生 (9月8日公開)

https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2023/05/250908_internationalstudent.pdf

授業料徴収猶予

※本制度は徴収猶予のみの申請です。(本申請では授業料免除は適用されません。)

※2025年度後期分の授業料徴収猶予申請を希望する学生(正規生)は申請してください。

※様式は全学生(正規学生)共通です。

※以下の「授業料徴収猶予申請のしおり」等を熟読のうえ、申請書を準備してください。(9月8日公開)

https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2023/05/250908_secondsemester.pdf

※愛媛大学授業料免除申請者、日本学生支援機構給付奨学生及び日本学生支援機構給付奨学金申請予定者は申請できません。(授業料「免除」と「徴収猶予」の重複申請はできません。)

<最後に>

修学支援システムからメールを送ることがあります。

日々全学メールをチェックするようにしてください。

申請受付期間終了後は、いかなる理由があっても受け付けできません。

やむを得ない事情により、申請書類に添付する書類を期限までに揃えられない場合は、事前に担当までご連絡ください。

